

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針に

ついて

このことについて、愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針を定めたいので、別添案を添えて請議します。

令和2年7月8日提出

教育長 長谷川 洋

説明

この案を提出するのは、愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定める必要があるからである。

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針

令和 年 月 日
愛知県教育委員会

第1 趣旨

教育職員の長時間労働を改善し、教育職員が誇りや情熱を失うことなく、意欲・やりがい高め、健康で充実して働き続けることができるようにしていくことは、教育職員が一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題である。

こうした状況の中、学校における働き方改革を推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月17日文科科学省告示第1号。以下「指針」という。）が定められた。

これを受けて、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛知県条例第55号。以下「給特条例」という。）が一部改正され、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会が定めるところにより行う旨が規定された。

県教育委員会は、県立学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間労働を改善するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年愛知県教育委員会規則第●号。以下「規則」という。）を制定するとともに、規則第3条に基づき、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定める。

第2 対象職員

本方針は、給特条例第2条に規定する教育職員のうち県立学校に勤務するものを対象とする。

なお、給特条例の対象となっていない事務職員、技術職員については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定（いわゆる36協定）における時間外労働の限度時間が適用されるものである。

第3 在校等時間の上限

- 1 在校等時間とは、正規の勤務時間外において給特条例第6条第2項に定める超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校（在宅勤務を含む。）している時間を基本とし、当該時間に校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を加え、正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時

間及び休憩時間を除いた時間をいう。

2 教育委員会は、在校等時間から所定の勤務時間（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和42年愛知県条例第4号）第8条第3項に規定する日における正規の勤務時間（同条第2項の規定により勤務することを命ぜられた時間を除き、同項の規定により勤務させないこととした他の日における時間を含む。）以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

3 上記2にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童、生徒又は幼児に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

4 上記2及び3に掲げる時間及び月数については、各上限まで業務を行うことを推奨するものではない。

第4 在校等時間の把握

校長は、在校等時間について、総務事務システムにより客観的に把握し、校外において職務に従事している時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測するとともに、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、行政文書としてその管理及び保存を適切に行う。

また、在校等時間を形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

なお、県教育委員会は、月ごとに各学校の在校等時間を把握するものとする。

第5 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等

1 県教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守する。

2 県教育委員会及び校長は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。

(1) 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に衛生管理医等による面接指導を実

施する。

- (2) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。
- (3) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。
- (4) 年次休暇についてまとまった日数を連続して取得することを含めてその取得を促進する。
- (5) 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- (6) 必要に応じて、衛生管理医等による助言・指導を受け、又は教育職員に衛生管理医等による保健指導を受けさせる。

第6 事後的検証

県教育委員会は、本方針を踏まえた県立学校における取組の実施状況を把握する。また、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、県立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であるが、仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

第7 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、県教育委員会及び校長は、県立学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めていく。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。